様式第5－1号

発能美農林第523号
令和7年1月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能美市長 井出敏朗

市町村名 （市町村コード）	能美市 （17211）	
地域名 （地域内農業集落名）	根上地区1 （吉原釜屋町、大浜町、中町、浜町、道林町、山口町）	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年10月31日 （第2回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

・水稲作が主であるが、一部で麦、ねぎの作付も行われている。
・高齢化により、全体的に後継者や若手が少ない状況にある。
・農地や水路等の耕作条件が良くない。水路の整備を行うには、生産組合のほか、砂丘地組合とも調整が必要である。

（2） 地域における農業の将来の在り方

・中町、浜町、吉原釜屋町においては、耕作状況や作物、ほ場管理等は現状維持。用途地域にある田の一部は転用の際に計画区域から除外することとし、一旦計画エリアの中に入れ、今後検討する。
・道林町においては、土壌や水路等の整備に多額の費用を要する。農振農用地区域であるため、水が溜まりやすく抜けにくい農地でも栽培可能な農業を模索していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積		23.2 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.0 ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の今後10年程度農業上の利用見込みがある区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

道林町の農地は用排水路が老朽化し、耕作条件が悪いためほぼ担い手がつかない。面積を拡大したい地元若手農業者は存在するが、まずは耕作環境を整える必要があるため、地元地権者との検討が必要。

（2）農地中間管理機構の活用方針

利用権設定期間が終了後、再度検討し順次切り替えていく。

（3）基盤整備事業への取組方針

道林町地内の農用地区域の農地は、用排水路の老朽化によって、農地状態が悪く耕作できない状況が続いている。
相続等によって不在地主も増えており、今後の方針も決めづらい状況にある。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

JA・地元農業者・市・県が情報を密にし、連携して取り組む

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今後検討

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

用排水路の老朽化を解消しないことには、水田の維持が難しい。農地が点在する地域だが、意欲ある若手就農者もいるため、農地として地域で保全・管理を行いながら今後の方針を検討する。